

## 学生割引証発行について

### 《学生割引証の発行手順について》

学校（職員室）で発行しますので、「学生割引証申込書」に必要事項をご記入、捺印の上、ご提出ください。

「学生割引証申込書」は職員室まで取りに来ていただくか、様式をダウンロードしてください。また、発行を希望される**3日前**までにはご提出ください。

### 《学生割引証について》

1) 「学校学生生徒旅客運賃割引証」（以下、学割証）とは何か？

旅客鉄道株式会社（JR 各社）の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に割引する制度です。

2) 対象学年はあるか？

7年生～9年生（中学生のみ）

3) どういう場合に発行できるか？

以下の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限り、発行することができます。

- 1、休暇、所用による帰省
- 2、実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業および試験などの正課の教育活動
- 3、学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- 4、進学または就職のための受験など
- 5、学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- 6、傷病の治癒やその他の修学上支障となる問題の処理
- 7、保護者の旅行へ随行

4) 往復するときの学割証が2枚必要か？

往復で乗車券を購入する場合は、1枚で大丈夫です。

往路のみ購入して、後日復路を購入するなどの場合は、2枚必要です。

5) 有効期限はあるか？

発行日から3ヶ月です。3年生は3月31日使用分まで発行できます。

6) 使用しなかった場合はどうすればよいか？

必ず学校へご返却ください。